



埼玉県報

第31号
令和元年(2019年)
8月20日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 飯能都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- WTOに基づく一般競争入札の中止の公告（大宮公園事務所）
- 寄居都市計画下水道事業深谷公共下水道の事業計画の変更認可（下水道事業課）

告 示

埼玉県告示第三百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）LCモール花園2期計画

埼玉県深谷市荒川字鍛冶ヶ谷戸三百五十六番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

花園小学校、花園中学校の学区になっているので、各学校に連絡をいれていただくとともに、車両の出入口には人的配置をし、安全確保に十分努めてください。

二 縦覧期間

令和元年八月二十日から令和元年九月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第三百六十七号

飯能市から飯能都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年八月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百六十八号

飯能市から飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年八月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

令和元年埼玉県告示第三百二十八号（仮称）新たな森公園管理業務委託に関する入札公告）は、取り消す。

令和元年八月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二年埼玉県告示第百三十六号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和元年八月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業 深谷公共下水道

三 事業施行期間

平成二年一月三十日から令和三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成二年埼玉県告示第百三十六号、平成三年埼玉県告示第千六百七十六号、平成五年埼玉県告示第千五百五号、平成九年埼玉県告示第四百八十二号、平成十三年埼玉県告示第百七十三号、平成十六年埼玉県告示第四百四十九号、平成十九年埼玉県告示第九十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十六号及び平成二十八年埼玉県告示第三百八十二号の事業地に深谷市黒田字上反並びに永田字久保、字仲居前及び字上永田前を加え、当該事業地のうち深谷市黒田字下反地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

平成二年埼玉県告示第百三十六号、平成三年埼玉県告示第千六百七十六号、平成五年埼玉県告示第千五百五号、平成九年埼玉県告示第四百八十二号、平成十三年埼玉県告示第百七十三号、平成十六年埼玉県告示第四百四十九号、平成十九年埼玉県告示第九十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十六号及び平成二十八年埼玉県告示第三百八十二号の事業地に深谷市黒田字上反及び字下反を加える。

(2) 使用の部分

平成二年埼玉県告示第三百三十六号、平成三年埼玉県告示第千六百七十六号、平成五年埼玉県告示第千五百五号、平成九年埼玉県告示第四百八十二号、平成十三年埼玉県告示第三百七十三号、平成十六年埼玉県告示第四百四十九号、平成十九年埼玉県告示第九十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十六号及び平成二十八年埼玉県告示第三百八十二号の事業地に深谷市黒田字上反並びに永田字久保、字仲居前及び字上永田前を加え、当該事業地のうち深谷市黒田字下反地内において事業地を変更する。